

令 和 7 年

東濃中部病院事務組合議会
第 2 回 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 10 月 29 日 開会
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
議会事務局職員出席者	2
開 会	2
・日程第1 議席の指定について	3
・日程第2 議長の選挙について	3
・日程第3 会議録署名議員の指名について	4
・日程第4 会期の決定について	4
・諸般の報告	4
・日程第5 議第9号から日程第10 議第14号（一括上程・説明）	4
・日程第5 議第9号（質疑）	12
・日程第6 議第10号から日程第7 議第11号（一括質疑）	12
・日程第8 議第12号から日程第10 議第14号（一括質疑）	12
・日程第5 議第9号（討論・採決）	12
・日程第6 議第10号（討論・採決）	13
・日程第7 議第11号（討論・採決）	13
・日程第8 議第12号（討論・採決）	13
・日程第9 議第13号（討論・採決）	14
・日程第10 議第14号（討論・採決）	14
・日程第11 一般質問	
9番 渡邊康弘君	14
閉 会	17

令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和7年10月29日（水）午前9時開議

- 第1 議席の指定について
 - 第2 議長の選挙について
 - 第3 会議録署名議員の指名について
 - 第4 会期の決定について
 - 第5 議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）
 - 第6 議第10号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第7 議第11号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - 第8 議第12号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について
 - 第9 議第13号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定について
 - 第10 議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について
 - 第11 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定について
 - 日程第2 議長の選挙について
 - 日程第3 会議録署名議員の指名について
 - 日程第4 会期の決定について
 - 日程第5 議第9号から日程第10 議第14号
 - 日程第11 一般質問
-

出席議員 9名

1番	木	股	英	明	君	6番	福	永	泰	子	君
3番	水	石	玲	子	君	7番	奥	村	一	仁	君
4番	北	谷	峰	二	君	8番	辻		正	之	君
5番	西	尾	隆	久	君	9番	渡	邊	康	弘	君
						10番	柴	田	増	三	君

欠席議員 1名

2番 安藤 学君

説明のため出席した者の職氏名

管理 者	加藤 淳 司	君	副管理 者	水野 光二	君
会計管理 者	小野 恭 裕	君	事務局長	鈴木 聰	君
総務課副参事	小栗 健 利	君	総務課主幹	畠中 寛之	君

議会事務局職員出席者

書記 林	洋 昭	君
書記 亀谷	栄 聰	君
書記 吉田	和 史	君

午前 9時00分開会

○副議長（西尾隆久君） おはようございます。皆様にはご多用の所、ご参集賜り、誠にありがとうございます。

令和7年第1回定例会の際、議長を務めていました成瀬徳夫議員は、令和7年2月25日付で当組合議員を辞任しましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が議長の選挙が行われるまでの間、議長の職務を執らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、新しく就任されました議員をご紹介申し上げます。新たに瑞浪市から選出されました柴田増三君、辻正之君、奥村一仁君です。

ここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと存じます。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さんおはようございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。

いよいよ新病院の開院まであと3ヶ月余りとなって参りました。来週の11月4日には、新病院の開院に先立ちまして、陶元浅野線の供用開始に伴います開通式を執り行う予定でございます。これまで市民の方には組合のホームページや組合だよりなどで新病院の建設状況をお知らせして参りましたが、この新設道路の開通によりまして、病院のすぐ横を通ることができるようになりますので、是非、新設道路を走っていただきまして、実際の新病院をご覧いただければと思うところでございます。

さて、今期定例会には予算関係1件、条例関係2件、その他の案件3件、合計6件を提案させていた

だきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（西尾隆久君） ありがとうございました。

○副議長（西尾隆久君） それでは、ただ今から令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、安藤学君から会議規則第2条の規定により、本日の会議を欠席する旨届け出がありましたので、ご報告いたします。

○副議長（西尾隆久君） 日程第1 議席の指定についてを議題といたします。会議規則第4条第1項の規定により、各議員の議席は、議長において指定いたします。今回、瑞浪市より選出されました議員諸君の氏名とその議席番号を事務局より朗読いたさせます。

○事務局書記（林洋昭君） それでは朗読させていただきます。福永泰子議員 6番、奥村一仁議員 7番、辻正之議員 8番、渡邊康弘議員 9番、柴田増三議員 10番、以上でございます。

○副議長（西尾隆久君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

○副議長（西尾隆久君） 次に、日程第2 議長の選挙について を議題といたします。

お諮りします。議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西尾隆久君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

お諮りします。指名推選の方法は私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西尾隆久君） ご異議なしと認めます。よって、私から議長を指名いたします。

私から、議長に、 柴田増三君を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西尾隆久君） ご異議なしと認めます。よって、柴田増三君が議長に当選されました。ただいま、議長に当選されました 柴田増三君が議場におられますので、本席から、当選を告知いたします。

ここで議長に当選されました 柴田増三君をご紹介申し上げます。柴田増三君、登壇の上、ご挨拶願います。

〔議長 柴田増三君登壇〕

○議長（柴田増三君） 先ほどの指名推選により、議長の職を務めることになりました柴田増三でございます。一言ご挨拶申し上げます。私は、この事務組合が立ち上がった令和3年にも組合議員として新病

院の建設に係る議論に携わらせていただきましたが、今回、開院のタイミングで再度、組合議員として携わらせていただくことになります。

開院まであと3ヶ月あまりとなって参りましたが、これまでの建設に係る協議から、今後は、病院の運営に係る事業にシフトしていくことになると思います。我々、組合議会といたしましても、これまで通り慎重にして十分なる審議を尽くし、議会の責務を果たしていきたいと思います。不慣れな議長でございますので、議事運営には格別のご協力をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○副議長（西尾隆久君） ただ今ご挨拶がありましたとおり、新議長が誕生いたしましたので、ここで議長席を交代させていただきます。皆さんのご協力に厚く御礼申し上げます。それでは、柴田増三君、議長席にお着き願います。

〔議長 柴田増三君議長席に着く〕

○議長（柴田増三君） それでは、ただいまから議長の職をとらせていただきます。

○議長（柴田増三君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において 木股英明君及び水石玲子君を指名いたします。

○議長（柴田増三君） 次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。

○事務局書記（林洋昭君） 諸般の報告をいたします。始めに、管理者から報第1号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計の資金不足比率の報告について提出がありましたので、お手元に配布しておきました。次に、本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（柴田増三君） 諸般の報告につきましては、ただいま事務局の申し上げたとおりでございますので、ご了承願います。

○議長（柴田増三君） 次に、日程第5 議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）から日程第10 議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定についてまでの6件を一括して議題といたします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催され、諸議案の審議をお願いするにあたりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

公立東濃中部医療センターは11月末が竣工ということで、いよいよ建設工事も大詰めとなって参りました。建設地におきましては、これまで外装工事と並行して内装工事を進めて参りましたが、9月中旬には外装工事が完了したことで足場が解体され、新病院の全容を見ることができるようになります。内装につきましても急ピッチで作業が進んでおりまして、来月にかけて建物の完了検査を実施し、12月には引き渡しを受ける予定でございます。以降は、医療機器や什器・備品等の搬入を実施いたしまして、2月1日の開院日に向けての準備をしっかりと進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、指定管理者として運営をしていただくJA岐阜厚生連におきましても、医師確保やスタッフの採用などについては概ね目途が立ってきた旨聞き及んでおりますので、こちらの方でも安心をしておるところでございます。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。今回ご審議をお願いします案件は、予算関係1件、条例関係2件、その他の案件3件、合計6件でございます。

初めに議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）は、消耗備品の精査により収益的収入及び支出を102,426,000円増額補正し、医療機器及び備品等の精査及び契約差金の整理により資本的収入及び支出を178,971,000円減額補正し、併せて企業債の限度額の変更をお願いするものでございます。

議第10号及び議第11号の2議案は条例に関するものでございます。

議第10号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、新病院における診療科目の一部名称の変更及び利用料金の追加に伴う改正をするものでございます。

議第11号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法等の一部改正に伴いまして関係する条例の改正をするものでございます。

他の案件といたしまして、議第12号から議第14号までの3議案は、決算の認定に関するものでございます。

議第12号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

議第13号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

以上が、ご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましては、これより事務局長及び会計管理者がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聰君。

〔事務局長 鈴木聰君登壇〕

○事務局長（鈴木聰君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは資料番号2の別冊「令和7年度東濃中部病院事務組合補正予算書・補正予算説明書」をお願いいたします。

1ページをお願いします。議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は総則でございます。

2ページにかけまして、第2条の収益的収入及び支出、第3条の資本的収入及び支出につきましては、補正予算実施計画で説明させていただきます。第4条は企業債の補正で、予算第5条に定めた企業債の限度額として、新病院建設事業を377,100,000円減額補正し、補正後の額を18,445,000,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算実施計画でございます。

今回の補正は、主に消耗備品の詳細が確定してきたことによる収益的収入及び支出の増額補正と、医療機器及び什器・備品等の詳細が確定してきたこと、及び工事請負費等の契約差金による資本的収入及び支出の減額補正をお願いするものでございます。

上段は収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款 病院事業収益、2項 医業外収益、2目 負担金及び交付金は89,030,000円の増額補正で、構成市負担金及び移転業務負担金でございます。4目 その他医業外収益は13,396,000円の増額補正で建物貸付料でございます。下段の支出をご覧ください。1款 病院事業費用、1項 医業費用、2目 経費は102,426,000円の増額補正で、消耗備品費の精査に伴う増額及び開院に伴う式典開催負担金の増額と移転・開院業務委託の当初予算に対する差額の減額でございます。

4ページをお願いいたします。上段は資本的収入及び支出のうち収入でございます。1款 資本的収入、2項、1目 企業債は377,100,000円の減額補正で、企業債でございます。3項 負担金、1目 構成市負担金は98,129,000円の増額補正で、構成市負担金及び既存道路標識撤去に伴う負担金でございます。下段の支出をお願いいたします。1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 施設整備費は226,520,000円の減額補正で、工事請負費及び下水道区域外流入協力金が確定したことに伴う予算額との差額でございます。2目 固定資産購入費は151,813,000円の増額補正で、医療機器購入費及び備品購入費の精査による増額でございます。2項、1目 企業債償還金は104,264,000円の減額補正で、企業債償還金でございます。なお、資本的収

入額が資本的支出額に対して不足する額1億円は引継金及び内部資金で補填するものでございます。

5ページから9ページまではキャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、注記となります。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

10ページをお願いいたします。構成市負担金明細書でございます。補正前の人団割額に今回の補正額を加えた額について、補正後の人団割額として記載しております。

続きまして、資料番号1の議案集2ページをお願いいたします。議第10号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、診療科目的修正及び法定以外の利用料金の追加並びに地方自治法の一部改正に伴う改正により、この条例を定めようとするものでございます。今回の改正は、神経内科を脳神経内科に改める他、歯科の自由診療における利用料金の追加設定と、地方自治法の一部改正に伴い、同法に第243条の2の7が加えられたことにより、現行の条文が繰り下げられるため、その整理をするものでございます。なお、説明にあたりましては、改正内容の概要を説明させていただき、改正条文の読み上げは省略させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

3ページをお願いいたします。資料番号7の条例改正案新旧対照表は1ページでございます。あわせてご確認をお願いいたします。条例第3条第2項の表における診療科のうち神経内科とあるものを脳神経内科とし、第6条中の「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものです。また、新旧対照表は2ページから3ページとなりますが、第12条に定める利用料金の別表第1に歯科の保険適用外診療にかかる料金を追加するものでございます。

4ページにかけまして、附則といたしまして、この条例の施行期日を公布の日からとするものです。ただし、第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

資料番号1の議案集5ページをお願いいたします。議第11号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、地方自治法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

6ページをお願いいたします。資料番号7の条例改正案新旧対照表は4ページ及び5ページでございます。あわせてご確認をお願いいたします。

今回の改正は、地方自治法等の一部改正に伴い、同法に第243条の2の7が加えられたことにより、現行の条文が繰り下げられるため、関係する条例において引用する条文の整理をするものでございます。対象となる条例は、第1条で東濃中部病院事務組合監査委員条例、第2条で東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の2つで、条例の内容自体に変更はございません。附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げ

る規定の施行の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田増三君） 会計管理者 小野恭裕君。

[会計管理者 小野恭裕君登壇]

○会計管理者（小野恭裕君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料番号1の議案集の7ページをお願ひいたします。議第12号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について説明いたします。本案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付するものでございます。

それでは、資料番号3の「令和6年度歳入歳出決算書（一般会計・休日急病診療事業特別会計）」の13ページ及び14ページをお願ひします。令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。1款 分担金及び負担金は、1項、1目 構成市負担金で収入済額39,634,000円で収入未済額はありません。予算現額に対する収入率は100%でございます。2款、1項、1目 繰越金は、前年度繰越金で収入済額11,749,278円で収入未済額はありません。予算現額に対する収入率は391.6%でございます。

続いて、15ページ及び16ページをお願ひいたします。一般会計歳出でございます。1款 議会費は、支出済額71,737円で、予算現額に対する執行率は66.4%でございます。主な支出は、1項、1目 議会費の議員報酬でございます。2款 総務費は、支出済額28,372,619円で、予算現額に対する執行率は96.8%でございます。主な支出は、1項 総務管理費、1目 一般管理費の両市から派遣されている事務職員の人事費負担金や施設使用料などの使用料及び賃借料でございます。3款、衛生費は、支出済額5,000,000円で、予算現額に対する執行率は49.0%でございます。主な歳出は、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費の医師確保奨学資金等貸付金負担金と助産師修学資金等貸付金でございます。4款、1項、1目 予備費は支出がありませんでした。歳出合計としまして、支出済額33,444,356円で、予算現額に対する執行率は78.5%でございます。

25ページ上段をお願ひします。実質収支に関する調書です。一般会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明しました令和6年度歳入歳出差引額の17,939,000円が実質収支額となります。26ページ以降の財産に関する調書、主な事業の内容と成果、構成市負担金につきましては、後ほどお目通しをお願ひします。

続きまして、議案集の8ページをお願ひいたします。議第13号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定について説明いたします。本案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり 議会の認定に付するものでございます。説明は、先ほどと同じく資料

番号3の「令和6年度歳入歳出決算書（一般会計・休日急病診療事業特別会計）」を使って行います。

21ページ及び22ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

1款 診療収入は、1項 外来収入のうち、1目 診療報酬収入と2目 一部負担金収入 3目 その他の診療収入の保険診療に伴う診療報酬などが主な収入となります。収入済額11,923,870円で、収入未済額が162,020円ございます。予算現額に対する収入率は99.4%でございます。

2款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は、収入済額57,327,000円で、予算現額に対する収入率は100.0%でございます。歳入見込額から歳出見込額を引いた不足額について、土岐市及び瑞浪市が前年度4月1日時点での人口割により算出された金額を負担金として収入するものでございます。

3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 診療費手数料は診断書発行に対する手数料で、収入済額87,600円で、収入未済額はありません。予算現額に対する収入率は162.2%でございます。

4款、1項、1目 繰越金は、前年度繰越金で、収入済額15,344,453円で予算現額に対する収入率は1,534.5%でございます。

5款 県支出金、1項 県補助金、1目 衛生費県補助金は、当初予算に計上をしておりませんが、県医療機関等物価高騰対策支援金で、収入済額7,500円でございます。

歳入合計としまして、収入済額84,690,423円、収入未済額162,020円で、予算現額に対する収入率は120.3%でございます。

23ページ及び24ページをお願いします。歳出です。

1款 総務費は、支出済額7,755,607円で、予算現額に対する執行率は100%でございます。主な支出は、1項 総務管理費、1目 一般管理費で、診療所の施設管理・清掃・警備に関する業務委託料及び事務職員の人事費負担金です。

2款 診療費は、支出済額54,779,316円で、予算現額に対する執行率は88.3%でございます。主な支出は1項、1目 診療費の夜間・在宅・当番医制運営事業や病院群輪番制病院運営事業などの委託金です

3款、1項、1目 予備費は420,607円を流用し、総務費の不足分に充用しております。

以上、歳出合計としまして、支出済額62,534,923円で、予算現額に対する執行率は88.9%でございます。

25ページ下段をお願いします。実質収支に関する調書です。休日急病診療事業特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、先ほど説明しました令和6年度歳入歳出差引額の22,155,000円が実質収支額となります。

26ページ以降の財産に関する調書、主な事業の内容と成果、構成市負担金につきましては、後ほ

どお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聰君。

〔事務局長 鈴木聰君登壇〕

○事務局長（鈴木聰君） 続きまして議案集の9ページをお願いいたします。議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について説明いたします。本案件は、地方公営企業法 第30条第4項の規定により、令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付するものでございます。説明は、資料番号5の「令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業決算書」を使って行います。

それでは、1ページをお願いいたします。東濃中部病院事務組合病院事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入につきましては、1款 病院事業収益の決算額117,450,000円で、予算額に対する収入率は99.9%でございます。1項 医業外収益のうち、土岐市・瑞浪市の負担金が主な収入でございます。

下段の支出につきましては、1款 病院事業費用で補正予算4,612,000円は人事院勧告による組合職員の人事費負担金が増額したことによる増額補正と、令和6年度中に支払う利息に不足が生じたための増額補正でございます。決算額117,521,607円で、予算額に対する執行率は96.3%でございます。1項 医業外費用のうち、工事段階のコンストラクションマネジメント業務委託や新病院開院支援業務委託などの委託料及び人件費負担金が主な支出でございます。

2ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出の収入につきましては、1款 資本的収入の決算額5,315,337,000円で、予算額に対する収入率は54.4%でございます。1項 補助金と2項 企業債が主な収入でございます。

下段の支出につきましては、1款 資本的支出の決算額9,729,931,460円で、予算額に対する執行率は99.6%でございます。1項 建設改良費として、建設工事費や造成工事費・建設工事監理業務委託料及び企業債償還金が主な支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,414,594,460円は、令和6年度同意済の企業債未発行分をもって令和7年度に措置しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。損益計算書でございます。医業外収益117,450,000円で、医業外費用117,521,607円を差し引いた経常損失は、71,607円でございます。

当年度純損失は71,607円となり、前年度繰越利益剰余金10,508,744円を加えた、当年度未処分利益剰余金は10,437,137円でございます。

4ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。表の右側、資本合計の前年度末残高35,099,272円から先ほどの当年度純損失額71,607円を差し引いて当年度末残高は35,

027, 665円でございます。

5ページ・6ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。5ページ中段右側の資産合計額と6ページ最下段右側の負債資本合計は11, 935, 566, 276円で一致しております。

7ページをお願いいたします。注記としまして、これらの財務諸表を作成するにあたって採用した会計の基準及び手続等をまとめておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。事業報告書でございます。1概況の(1)総括事項といたしまして、令和6年度は、令和5年度に引き続き、公立東濃中部医療センターの建設工事を実施しました。また、令和7年3月には、病院スタッフのための院内保育施設や、病児・病後児保育施設の機能を備えた保育所棟工事に着手しております。事業最終年度となる令和7年度は、引き続き建設工事を実施し、令和7年11月の竣工、令和8年2月の開院に向けて、事業を実施して参ります。(2)議会議決事項及び9ページの(3)行政官庁許可事項は、表に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2工事の(1)建設・造成工事の概況は、新病院建設事業造成(開発)工事や(仮称)公立東濃中部医療センター建設工事、公立東濃中部医療センター保育所棟建設工事を実施しています。10ページをお願いいたします。(2)建設・造成工事に関係した委託業務の概況につきましては、(仮称)公立東濃中部医療センターの建設工事監理業務、保育所棟建築設計業務、建設工事出来形検査技術支援業務を委託しています。

3会計、(1)重要契約の要旨でございます。令和6年度1件あたりの契約金額2千万円以上の契約は記載のとおりでございます。表中に医療機器購入の契約相手方として恵那医科の記載がありますが、現在自己破産の準備手続中であり、当該相手方とは契約解除の上、開院に間に合うよう事務手続を進めています。

(2)の(a)企業債の概況でございます。14ページに明細を記載していますが、前年度末残高373, 670, 000円に対し、本年度借入額は3, 929, 300, 000円です。

本年度償還額123, 920, 000円を差し引きまして、本年度末残高は4, 179, 050, 000円でございます。

12ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書でございます。右下の部分になります。1年間で245, 679, 920円の資金が増加し、期末残高は395, 527, 646円となりました。

13ページ及び14ページは各種明細書となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。15ページをお願いいたします。構成市負担金明細書でございます。

土岐市分総額は、168, 643, 000円、瑞浪市分総額は、109, 187, 000円で、3期に分けて、表のとおり構成市から納入されております。納入割合については、前年度4月1日現在の人口割で、土岐市が60. 7%、瑞浪市が39. 3%となっております。

以上、令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計の決算概要の説明とさせていただきます。よ

ろしくお願ひいたします。

○議長（柴田増三君） これより議題を分割して、質疑を行います。議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田増三君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（柴田増三君） 次に、議第10号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議第11号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての2件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田増三君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（柴田増三君） 次に、議第12号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定についてから議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定についてまでの3件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田増三君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（柴田増三君） ただ今までに議題となり、質疑の終結いたしました議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）から議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定についてまでの6件について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時47分休憩

午前 9時47分再開

○議長（柴田増三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案を分割して、討論・採決を行います。

議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります。手を下ろしてください。よって、議第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に、議第10号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります。手を下ろしてください。よって、議第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に、議第11号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります。手を下ろしてください。よって、議第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（柴田増三君） 次に、議第12号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります。手を下ろしてください。よって、議第12号議案は、原案のとおり認定されました。

○議長（柴田増三君） 次に、議第13号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります。手を下ろしてください。よって、議第13号議案は、原案のとおり認定されました。

○議長（柴田増三君） 次に 議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴田増三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（柴田増三君） 挙手全員であります。手を下ろしてください。よって、議第14号議案は、原案のとおり認定されました。

○議長（柴田増三君） 次に日程第11 一般質問を行います。質問を許可します。9番 渡邊康弘君。

[9番 渡邊康弘君登壇]

○9番（渡邊康弘君） 皆さんおはようございます。議席番号9番の渡邊康弘でございます。議長のお許しを頂きましたので、発言通告に従い、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は発言事項2件について質問いたします。

まず、1. 小児医療について質問いたします。近年、地域における小児医療の重要性はますます高まっております。特に、発達障害児を含む、子供達への継続的な支援や、教育機関、家庭との連携による健やかな支援体制は、地域社会全体で取り組むべき課題であります。新病院の開院を目前に控えたこの時期に改めて小児医療に関する具体的な計画を確認することは、大変意義があると考えております。そこで、東濃中部地域新病院建設基本構想第2章東濃中部新病院の整備方針に示されている新病院の果たす役割10新病院の役割に関し、その具体的な計画について説明をいただきたいと考えております。要旨ア 東濃圏域全体の発達障がい児に対する専門的かつ継続的な医療を提供し、精神科との連携及びリハビリテーションの充実を図ります。とされていますが、具体的にはどのような計画で実現していくのかお示し下さい。事務局長、お答えをお願いします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聰君。

○事務局長（鈴木聰君） 発達障がい児に対する医療提供はどのような計画であるか、ということでございます。現在、土岐市立総合病院において東濃圏域全体の発達障がい児を受け入れをさせていただきながら、言語療法や作業療法等を実施しています。東濃中部医療センターにおいても、継続した支援を実施することといたしまして、1階の小児科診察室に隣接いたしまして、運動療法室、言語聴覚訓練室や感覚統合室、いわゆるリハビリ室になりますが、こちらを現在整備しております。それぞれの障がいの方の特性に応じて2階にある精神科ですとか、4階にあるリハビリ室と連携体制を構築して発達障がい児に対する支援を推進していくことを予定しておりますのでよろしくお願いします。

○議長（柴田増三君） 9番 渡邊康弘君。

○9番（渡邊康弘君） ありがとうございます。継続的に土岐市で行なっている事業を進めていくと、そして1階の診療室だけでなく、2階、4階にある他の診療科とも連携して事業を実施していただけるということで、期待できると感じておりますのでよろしくお願いします。

それでは次の要旨に移ります。要旨イ 学校等の教育機関と連携し、小児の発達や健康増進に対し家庭を含めて定期的なアドバイス、チェックを行えるシステムを構築します。とされていますが、具体的にはどのような計画で実施していくのかお示し下さい。事務局長、お答えをお願いします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聰君。

○事務局長（鈴木聰君） 学校等の教育機関との連携はどのような計画であるか、ということでございます。小児の発達ですとか健康増進に関して、東濃中部医療センターにおいて診療や診断を受けるだけではなく、継続的な支援を進めるためにも乳幼児から小学校児童まで幅広い年齢層におきまして、生育の悩みや発達に対して不安がある子を持つ保護者への相談支援などについて、両市の教育機関や子育て支援の担当課などとの連携をすることにより定期的な支援を実施していくことが想定されていますが、現時点において令和8年2月の開院と同時にこの体制が整っているということではなく、両市の教育機関や子育て支援の担当課などと協議を進める中で、早期に継続した支援が実施できる体制となるよう進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柴田増三君） 9番 渡邊康弘君。

○9番（渡邊康弘君） 小学生だけでなく乳幼児からという所で、0歳から、生きてからしっかりと支援して頂けるのかなと思っております。また、学校、各課を横断的な支援を進めていくということで、しっかりととした体制、土岐市、瑞浪市も含めて連携して進めていただければと思いますので、早期実現を願っております。

それでは次に、2. べき地医療について質問いたします。東濃中部地域において医療資源が限られている地域が存在し、住民が安心して暮らし続けられる体制を整えることが喫緊の課題となっております。特に高齢化が進む中で、遠隔医療や巡回診療といった新しい仕組みを活用し、地域格差を是正して頂くことは新病院に課された大きな使命であると考えております。そこで、東濃中部地域新病院

建設基本構想 第2章 東濃中部新病院の整備方針に示されている、新病院の目指す姿、救急医療、へき地医療、在宅医療、予防医療、医療連携体制の推進の中で、へき地医療について、具体的な計画について説明いただきたいと考えております。

要旨ア. 医療資源が乏しい地域でも安心して暮らし続けられるように、遠隔医療技術や巡回診療者等を活用して、へき地医療を支援します。とされていますが、具体的にはどのような計画で実現していくのかお示し下さい。事務局長、お答えをお願いいたします。

○議長（柴田増三君） 事務局長 鈴木聰君。

○事務局長（鈴木聰君） へき地医療はどのような計画であるか、ということでございます。へき地医療とは、無医地区や準無医地区などの医療資源に乏しく医療の確保が困難な地域で行われる医療のことです。このへき地医療につきましては、指定管理者であるJA岐阜厚生連と令和7年3月に締結しました「公立東濃中部医療センターの管理運営に関する基本協定書」の仕様書の中で、「土岐市・瑞浪市における医療機関が十分でない地域に対してへき地等医療を実施すること」としておりますので、両市におけるそういった地域への医療提供を実施していただけることと認識しております。

両市における医療資源の乏しい地域は、瑞浪市は陶地区と釜戸地区、土岐市は濃南地区であると承知しておりますが、現在、東濃厚生病院では、陶地区・釜戸地区においてそれぞれ隔週で巡回診療車を現地に派遣して診療を実施しており、指定管理者からは、東濃中部医療センター開院後も引き続き両地域への巡回診療を予定していると聞いております。合わせて、濃南地域への巡回診療につきましても状況に応じて実施していただくよう計画しておりますのでよろしくお願いします。

○議長（柴田増三君） 9番 渡邊康弘君。

○9番（渡邊康弘君） ありがとうございます。陶地区、釜戸地区、これからも継続していただけるということは本当に心強く感じております。濃南地域も新たに計画、色々地域の方ともお話ししながら検討していくかと思いますが、そういう所で土岐の方でも実施していただけるということでした。

今回の質問は、地域の子どもたちの健やかな成長を支える小児医療と、医療資源が限られる地域におけるへき地医療の充実といずれも地域住民の安心と信頼に直結する重要な課題について伺うものであります。新病院の開院を契機に、基本構想に挙げられて方針が具体的な取り組みとして着実に推進されることを願い、一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柴田増三君） これにて、日程第11 一般質問を終結いたします。

○議長（柴田増三君） 以上で、本日の日程の全てを終了いたしました。これをもちまして、令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。ここで、副管理者瑞浪市長からご挨拶を頂きます。

〔副管理者 瑞浪市長 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） 皆さんおはようございます。ただいま、今定例会に上程させてい

ただきました議案につきまして慎重審議を賜り、可決、そして認定をいただき誠にありがとうございました。冒頭の管理者である加藤市長のご挨拶にもありましたように、おかげさまで議員の皆様のご理解、ご支援をいただきながら、新病院の建設も計画通り順調に進んでいる所でございます。あとは2月の開院に向けて最後のラストスパートという大変大切な時期に移っていくかと思いますので、引き続き議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いしたいと思います。本当に本定例会では可決、そして認定をいただき誠にありがとうございました。開院に向けてしっかりと事業を進めていきたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（柴田増三君） ありがとうございました。これにて散会します。ご苦労様でございました。

午前10時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 柴田増三
議員 木股英明
議員 水石玲子